

伊佐市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成27年5月21日(木) 午前8時59分から10時34分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長	21番	
会長職務代理者	20番	
委 員	1番	2番
	3番	4番
	5番	6番
	8番	9番
	10番	11番
	12番	13番
	14番	15番
	16番	17番
	18番	19番

4. 欠席委員 (0人)

欠 席 者

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

13番 14番

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・**編入**)申出」
の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び
諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び
諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農作業標準賃金」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成27年度第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。
本日は、全員出席です。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
13番委員と14番委員にお願いします。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告1番農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1～8ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が26件、
農地法第3条の解約が1件ありましたので、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん質問はございませんか。

(なしという声あり。)

なしということですので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定につきまして説明いたします。
37-1ページの総括表をお開きください。
期間は1年から10年で、面積は、田282, 375㎡、畑17, 228㎡、採草放牧地448.91㎡の合計300, 051.91㎡です。

利用権の設定をする者の数107人、設定を受ける者の数72人です。

土地の明細につきましては、9ページから37ページの整理番号1番から108番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって、議案第1号、「経営基盤強化促進法農地利用集積計画」に係る意見は決定しました。

————— 議案第2号 —————

議 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。

9番委員お願ひします。

9 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る5月18日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人、ATさんは伊佐市大口小木原に居住され自治会は小木原上中で年齢は39歳です。渡人、ERさんは伊佐市大口山野に居住され、自治会は石井で年齢は88歳で申請人の母方の祖父になります。申請地は伊佐市大口山野外1筆、地目は田、地積は2筆で5,307㎡で贈与であります。受人の経営面積は、237,996㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は約3km位で現況はよく管理されておりました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、航空写真等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、わたくしの報告を終わります。

議 長 9番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、お諮りいたします。

議 長 整理番号1番について、9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号1番は許可が決定しました。

整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。

13番委員お願います。

13番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、申請人、NKさん立会のもと、5月16日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人のNKさん70歳は伊佐市大口篠原に居住され、自治会は陣之尾です。

153, 166㎡を耕作されている大規模農家です。申請地は大口木ノ氏田758㎡を所有権移転売買で取得されます。

また、渡人のKSさんは、霧島市国分に居住されております。この田んぼはNさんが長年耕作されており、今回、Kさんの要望で取得されます。農機具等はすべて自己所有されており、農地法第3条の適格者であると同時に、農地の取得につきましては、何ら問題はないと判断しまし

		たので審議方よろしくお願いたします。
議	長	<p>1 3 番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りいたします。 1 3 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって、整理番号 2 番は許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号 3 番について、担当委員の調査報告を求めます。 1 6 番委員お願いします。</p>
1	6 番	<p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 3 番について、去る 5 月 1 5 日、申請人の父、T H さん立会のもと現地調査を行いましたので報告いたします。</p> <p>申請人、T T さんは伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は 3 0 歳であります。</p> <p>渡人、N S さんは伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田上で年齢 6 3 歳です。申請地は伊佐市大口金波田、地目は田、地積は 2, 4 1 2 m²、同じく字道添地目は畑、地積は 1, 0 6 2 m²、同じく字柳ヶ迫、地目は畑、地積は 2 3 0 m²の 3 筆で所有権移転売買であります。受人の面積は 0 となっておりますが、今回の取得合計が 3, 7 0 4 m²、それからページ 2 3 から 2 4 ページで使用貸借と賃借権で 5, 5 3 5 m²があり合計で 9, 2 3 9 m²であり。下限可能面積をクリアーしております。</p> <p>農業従事者は 1 名となっておりますが、おやじさんがおり 2 名、それから通作距離は 2 0 0 m と 1. 5 k m 位に畑・田があり良く管理されておりました。受人は伊佐農業公社の第 1 1 期研修生として 1 年間研修をつんでおり、今回、就農するわけであります。本人も経営意欲はあるものと思われます。農機具も父のトラクター、コンバイン、コンプレッサ一等を備えておりました。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、航空写真、営農計画書等が添付してあ</p>

		りました。皆さん方のご審議方をお願いしまして終わります。
議	長	<p>16番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りいたします。 16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって、整理番号3番は許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。 6番委員お願いします。</p>
6番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る5月15日に現地調査を行いましたので、6番が報告をいたします。申請人、SSさんは、伊佐市大口小木原に居住され自治会は春村で年齢は70歳です。渡人、YYさんは、兵庫県赤石市魚住町に居住され年齢は71歳です。申請地は伊佐市大口小木原で地目は田、現況は孟宗竹で竹林化しております。地積は409㎡で売買によるものであります。なお、受人と渡人の関係は、Yさんのお母さんが春村で居住されていた関係で、Yさんが長年隣接地を耕作してまいりましたので、今回、隣にあります申請地を売買により求めます。農業従事者は1名で、通作距離は100mぐらいで、現況は竹林となっております。</p> <p>Sさんはユンボを持って個人的に事業を行っている関係上、名義が直り次第、畑地に復帰するとのことでございます。</p> <p>経緯意欲はあり農機具等は全て完備されています。以上のような理由により申請地は農地法第3条の2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>6番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、お諮りします。

6番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番は、許可が決定しました。

整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。

2番委員お願いします。

2 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5について、去る5月15日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。

申請人、MSさんは伊佐市大口小木原に居住され自治会は春村、年齢は54歳です。渡人、YYさんは兵庫県明石市魚住町に居住され年齢は71歳であります。申請地は伊佐市大口小木原外2筆で地目は田が2筆、畑が1筆地積は合計2,331㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は19,528㎡で取得可能面積であります。農作業従事者は3名で通作距離は受人自宅より1km以内に位置しており現況は管理された農地であります。

田は今まで、申請人が耕作されておりました。経営意欲はあり農機具等はすべて完備してあります。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われれます。添付書類として、全部事項証明書、航空写真が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議

長

2番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということですので、お諮りします。

議

長

整理番号5番について2番委員の調査報告のとおり、許可することに

		賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 20番委員お願いします。
20番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号6について、去る5月14日に行政書士TRさん立会で調査を行いましたので20番が報告いたします。 申請人、UKさんは伊佐市大口里居住され、自治会は里町で年齢は52歳であります。渡人はUMさん伊佐市大口里に居住され自治会は里町で年齢は88歳であります。 申請地は伊佐市大口里、地目は畑で面積は316㎡外1筆で合計が700㎡です。大口大田、地目は田で面積は540㎡外2筆で合計面積が2,033㎡で田、畑合計面積が2,733㎡で所有権移転贈与であります。受人の経営面積は3,087㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は5筆とも自宅から500から600m位の所で良く管理された田、畑であります。経営意欲は有り、農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思います。以上で報告を終わりますが、審議方よろしくお願いいいたします。
議	長	20番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議	長	整理番号7番について担当委員の調査報告を求めます。 5番委員お願いします。
5番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号7につきまして、去る14日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 受入、KYさんは大口宮人に居住され自治会は八代で年齢は46歳であります。渡人、KKさんは大口宮人に居住され自治会は八代で年齢は76歳であります。渡人と受入の関係は親子でございます。申請地は大口宮人外5筆で地積は11,749㎡であります。内訳としまして、田が4筆で7,480㎡、畑が2筆で4,269㎡となっております。所有権移転は親から子供への贈与でございます。申請地の所在地は田んぼが自宅の前にあり、畑が近くの道路脇に位置しており、通作距離はいずれも5分以内のところがございます。現況は良く管理された田んぼと畑でございます。受入の経営面積は43,224㎡で取得可能な面積で農作業従事者は3人であります。 経営意欲はあり農機具等は完備しております。以上のような理由により当申請は農地法第3条の各号に該当しないものと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、位置図が添付されております。 委員皆様方のご審議方よろしく願いいたします。
議	長	5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号8・9番については受入が同一人ですので一括して報告をお願いいたします。 担当委員の調査報告を求めます。

19番委員をお願いします。

19番委員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号8・9につきまして、譲受人が同一でございますので、続けて報告をいたします。まず、8番につきまして、去る5月16日に現地調査を行いましたので、19番が報告いたします

申請人、KTさんは伊佐市大口針持に居住され、自治会は土瀬戸で年齢は52歳です。渡人、KAさんは京都市木津川市に居住され年齢は73歳です。AさんはTさんの父の弟で叔父と甥の関係にあります。申請地は、伊佐市大口針持、地目は畑、地積は593㎡で所有権移転贈与であります。受人の経営面積は40,661㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、現在は、両親が主に耕作しております。通作距離は自宅より約1kmぐらいで、以前から父のSさんが耕作されております。周囲が休猟区になっていて、シカやイノシシの被害がひどく、ここ数年で周囲の畑が不耕作されたとのことで心配をされていらっしゃいましたが、経営意欲はあり農機具等は完備されております。添付書類として、全部事項証明書、委任状、航空写真等が添付されています。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

次に、整理番号9番につきまして、5月16日19番が調査しましたので報告いたします。

申請人、KTさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は土瀬戸で年齢は52歳です。渡人、KTさんは神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町に居住されております。叔父と甥の関係にあります。

申請地は、田が大口針持と大口針持外1筆で合計4,909㎡です。畑が大口針持で地積は802㎡です。所有権移転贈与であります。受人の経営面積は40,661㎡で取得可能面積です。

農業従事者は3名で両親が主に耕作しております。普通作付は田が自宅より1km位と1.5km位です。畑は先程、整理番号8番で報告した畑の東となりです。経営意欲はあり、農機具等も完備いたしてあります。

添付書類としまして、全部事項証明書、委任状、航空写真等が添付されています。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

整理番号8・9番と併せて皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議

長

19番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はご

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番9番は、許可が決定しました。

議 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数9件について9件の許可が決定しました。

議案第3号

議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更除外の申出の意見決定について提案します。
整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
11番委員お願いします。

11番委員 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更除外申出の意見決定について、整理番号1番について、去る5月15日、4番委員と私11番委員で申請人の息子、YHさん立会のもと、共同調査をいたしましたので11番が報告いたします。申請人、YMさんは伊佐市大口下殿に居住し年齢は85歳です。申請地の所在地は大口下殿でございます。地目は畑、地積が1,088㎡でございます。除外目的ですけれども、太陽光発電施設へ転用申請予定というようなことでございます。

申請地は下殿橋下流300m位の川内川堤防の右下に位置しております。昔は茶畑であったということでございます。現況は20年位前まで茶畑として利用していたが、現在は不耕作地で管理のみ行っている状態でございます。申請地の北側は小さな小菜園があり1件住宅が建っております。南の方も小さな小菜園があり1件住宅が建っております。

東の方は畑で飼料作物、イタリアンが作付してあります。

西は川内川堤防であります。

除外に係る要件としまして、農用地の集団化農作業への効率化への影響、また、担い手の利用集積への影響、農用地保全施設等への影響とい

うことで、それぞれに影響を及ぼすおそれはないと思われます。以上のような理由により除外はやむを得ないと思われます。農地利用計画変更申出書、現地の写真、土地の全部事項証明書、航空写真等が添付してあります。以上のおり現地調査を実施しましたので報告いたします。

議 長 1 1 番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1 1 番委員の調査報告のおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号 1 番は意見が決定しました。

議 長 整理番号 2 番について、担当委員の報告を求めます。
5 番委員お願いします。

5 番 委 員 議案第 3 号農業振興地域整備計画の一部変更除外申出の意見決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 5 月 1 4 日申請人の親、SS さん立会のもと会長、1 6 番委員、5 番委員で共同調査をおこないましたので、5 番が報告いたします。

申請人、ST さんは伊佐市大口田代に居住され自治会は崎山東で、年齢は 5 3 歳であります。申請地は伊佐市大口川岩瀬外 3 筆の田んぼで地積は 3, 6 9 3 m²であります。申請地の所在地は川岩瀬橋の西側に 2 筆、崎山から川岩瀬を通っている農面道路から北側に入り込んだところに 2 筆位置してあります。川岩瀬字日渡 1 2 1 番、地積 2, 0 6 6 m²につきましては、半分が山林、後の半分が鳥獣被害により 3 年前から不耕作地となっております。後の 3 筆は耕作放棄地で原野化してあります。農振除外の目的につきましては、労働力不足及び鳥獣被害等で耕作が困難であるので、今後は山林として維持管理を行っていききたいとの申請予定でございます。農振除外しても外の耕作とは連動しておらず、問題はないものと思われます。

以上のようなことから 3 人で協議しました結果、農振除外はやむを得ないものと判断いたしました。

		添付書類としまして、全部事項証明書、位置図、現地写真が添付されております。委員皆様方のご審議方をよろしく願います。
議	長	5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 5番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は意見が決定しました。
議	長	整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 16番委員お願いします。
16番委員		議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更除外申出の意見決定のうち、整理番号3番につきまして、去る14日、会長、5番、16番委員で共同調査をいたしましたので、16番が報告します。 申請人、HKさんは、伊佐市大口大島に居住され57歳で自治会は大島北であります。 申請地は、伊佐市大口川岩瀬外1筆、それと大口田代外1筆合計、計4筆あり地目は田で地積合計は5,764㎡であります。現況は山林化しております。除外申請理由は、昭和40年代の国の減反政策に協力して、それ以降、耕作していないとのことで、現在は管理不足のため、いずれも荒廃し、耕作不能状態でありました。申請後は非農地化、山林を検討したいとのことであります。申請地の4筆とも周囲は原野化しており、耕作できる状態ではありません。以上のような理由により3委員で検討した結果、農振除外はやむを得ないと判断したしだいであります。添付書類として、全部事項証明書、航空写真、農用地利用計画変更申出書、字図、現地写真等が添付されておりました。 委員の皆様方のご審議方を願いますして報告を終わります。
議	長	16番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 16番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、意見が決定しました。
議	長	整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。 9番委員お願いします。
9番委員		議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更除外申出の意見決定について、整理番号4番につきまして、去る5月15日、申請人NSさん立会のもと2番委員、6番委員、9番委員の3人で共同調査をしましたので、9番が報告をいたします。 申請人は伊佐市大口小川内にお住まいのNSさんです。申請地は伊佐市大口小川内、地目は田、面積は208㎡であります。申請地の位置は小川内公民館より北側へ約300m位の所に位置し、自宅の裏側になります。 除外の目的は、除外後、資材置き場への転用申請の予定とのこと。田へは入る入口はなく家と小屋の間を通らなければならず立地条件が悪く現況はビニールハウスを建ててあり農機具が入れてありました。今回除外することで、農用地の集団化、農作業の効率化への影響はないと思われま。添付書類として、航空写真、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されてあります。 今回の除外の申出については、3人の調査委員の判断でやむを得ないと判断しましたが。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	9番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。
議	長	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。

9番委員の調査報告のとおり、意見を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見が決定しました。

議長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更除外申出の意見決定について、4件の申出で4件の意見が決定しました。

議案第4号

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
1番委員をお願いします。

1番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の整理番号1番の詳細を報告いたします。

調査日は去る5月15日です。14番、15番、1番の3名で共同調査いたしました。申請者の住所伊佐市菱刈前目です。氏名OTさん80歳自治会は下名です。申請地は菱刈前目で地目は畑1044㎡です。転用目的は植林杉を300本×90円で27,000円です。許可が済みまして植林の決定がきたら本人が作業されるということです。申請地の位置は、まごし館より北西に1kmぐらいのところ東は山林、西も山林、南は畑とクヌギの3年生が植林されました。北も山林です。26年の秋までさつまいもを作付されていましたが日照不足と高齢化で耕作が困難ということです。添付書類といたしまして、4条許可申請書、全部事項証明書、事業計画書、残高証明証、被害防除計画書、字図、航空図、すべて揃っております。当日、立会できないということでしたので14日にOさん宅に参りまして、しっかりと説明を受けました。3名で共同協議いたしましたところ許可相当だと思われまますので、委員の皆様方の審議方をよろしくお願ひいたします。

これで、私の報告を終わります。

議長 1番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 1番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、1番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。 2番委員お願いします。
2番委員		議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号2番について、2番が調査の結果を報告いたします。去る5月15日、6番委員と9番委員と私2番委員で申請人でありますNSさん立会いのもと共同調査をいたしました。 申請人NSさんは、伊佐市大口小川内に居住され仕事は農業、年齢は60歳で自治会は小川内であります。申請地の所在地は、伊佐市大口小川内、地目は田で地積は268㎡であります。農地区分は第一種農地で集団性のある農地となっておりますが、不許可の例外である集落接続施設に該当すると思われまます。転用目的は駐車場であります。申請地の所在地は小川内公民館から北へ300mに位置しており、東側は道路、西側は宅地、南側は田、北側は道路であり、すでに駐車場となっております。自宅上の砂防ダムの工事が平成20年6月にありました。その際に資材置き場と駐車場を兼ねてこの申請地を整地したということです。中山間で水もなく面積も小さいためそのまま使用してしまったということで、始末書が添付されております。 添付書類として全部事項証明書、航空写真、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書が提出されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	2番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 2番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。 14番委員お願いします。
14番委員		議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号3番について、去る5月15日、1番委員、15番委員、私14番委員で申請人OK氏、行政書士のTR氏立会のもと共同調査をいたしましたので、14番が報告いたします。 申請人OKさんは伊佐市菱刈荒田に居住し、畜産農家を経営されており年齢は、63歳で自治会は青木元であります。 申請地の所在地は伊佐市菱刈荒田で地目は田、地積は1,022㎡であります。農地区分は農用地区域内農地となっており、転用目的は牛舎及び運動場であります。不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当すると思われます。尚、用途変更については去る8日に決定公告されております。申請地の所在地は本城小学校より西へ約1kmほどに位置しており、南側は雑木林、東側は田、北側は県道、西側はOさん所有の牛舎であります。 転用目的は牛舎の建築となっております。周囲に与える影響は、ほとんど自己保有の土地のため、影響はないものと思われます。 添付書類として、全部事項証明書、航空写真、土地改良所在図、事業計画書、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書が提出されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、適切である判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。
議	長	14番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
14番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定
に賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、14番委員の報告の通り意見の決定並びに許
可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号については、申請件数3件、意見の決定並びに許可及び諮
問が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
13番委員お願いします。

13番委員 議案第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮
問決定について1番について5月15日、3番、13番、20番委員と
行政書士のTさん立会のもと、調査しましたので13番が報告致しま
す。

申請人は、伊佐市大口大田に居住されているTYさん37歳、また、
渡人は横浜市港北区大豆戸町にお住まいのTIさんです。

申請地は伊佐市大口里、地目は畑、面積は342㎡です。転用目的は、
一般住宅及び貸家です。北側は田、南側は市道、西側は大保病院から1
00mぐらいの場所になります。東側は宅地ですがTさんの持ち家で問
題はないと判断しました。航空写真、事業計画書、被害防除に関する契
約書、委任状を出されており、3人で協議した結果やむを得ないと判断
しました。以上で報告を終わります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 13番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、13番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。 20番委員お願いします。
20番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について、去る5月15日に申請人の代理人行政書士でTRさん立会のもと3番委員、13番委員、私20番で調査をしましたので20番が報告致します。受人は大阪府枚方市に居住されているYKさん、渡人は伊佐市大口里に居住されているUMさんで自治会は里町であります。本申請は所有権移転贈与であります。申請地は国道267号線バイパス通りで大口里で地目は田で、現況は宅地であります。面積は227㎡であります。南側は道路、東側西側宅地、北側田んぼで周囲に与えるは影響ないと思われます。この申請地を宅地に転用する目的で申請しましたが、十数年以前より宅地として利用しており、今回親から贈与を受けようとしたが倉庫が建っており地目変更がされていないことが分かり、当時農地法第4条で申請を行ったのですが、地目変更登記をしていなかった為、再度申請の必要があるとのことで今回、始末書を提出し許可をいただくものであります。本来であると許可後、地目変更登記しておくべきであったとのことを反省しております。今後このようなことがないように気をつけるとのことであります。また、添付書類として全部事項証明書、住民票、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書、委任状が提出されております。 3人で協議した結果、問題はないということで、委員皆様方の審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	20番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 20番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって2番は、20番委員番委員の報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 3番委員お願いします。
3番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号3番につきまして、去る5月15日申請人AOさんの、代理人行政書士のYM氏立会いのもと、13番、20番、3番が共同調査しましたので、3番が報告致します。譲受人は香川県高松市にお住まいのAOさんであります。譲渡人は大阪府箕面市にお住まいのKYさんであります。この申請は、所有権移転売買で転用目的は、共同住宅として利用となっております。 申請地の所在は、伊佐市大口大田、地目は田、地積は802㎡であります。農地区分は、第3種都市計画用途区域内となっております。申請地の所在地は、大口市街地から山野方面へ旧道268号線の大口病院より北側、約100mくらいに位置し、四方住宅に囲まれた田んぼの休耕地であります。今回、賃貸住宅、並びに駐車場を建設する予定であります。また、その隣の住宅も取り崩し共有住宅を2棟建築計画であります。排水、並びに解体で周囲に迷惑をかけないよう細心の注意をしてくださいという指導をいたしました。添付資料として、土地の全部事項証明書、委任状、事業計画書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、融資証明書、字図等が添付してあります。 調査の結果、この申請については3名の調査の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
議	長	3番委員の報告が終わりました。

		委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、3番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。 10番委員お願いします。
10番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号4番につきまして、去る5月15日、申請人代理の株式会社NMさんの立会いのもと17番委員、12番委員、10番委員3人で共同調査をしましたので、10番委員が報告します。 受人はさつま町鶴田の株式会社Yさんであります。渡人は伊佐市菱刈前目にお住まいのKTさん自治会は前目下自治会であります。申請地の所在地は伊佐市菱刈前目で、畑、地積は2306㎡であります。本申請は所有権移転売買で転用目的は、太陽光発電施設であり農地区分は第2種農地その他の農地となっております。 申請地の所在地は、菱刈庁舎から北へ吉松方面に約5kmに位置しているところで、菱刈から吉松に越える道路の途中でございます。南側は畑、東側は山、北側は山、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数240枚、パネル設置総面積419㎡、パネル設置容量は52.32kwを予定しております。 添付書類としまして、全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除計画、被害防除に関する誓約書、廃水処理確約書、土地改良意見書が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査委員の意見において、適切であると判断しました。委員の皆様方のご審議よろしく願います。以上で報告を終わります。

- 議 長 10番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
10番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって4番は、10番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員お願いします。
- 12番委員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号5番につきまして、去る、5月15日申請人の代理人施工業者MTさん立会のもと、10番委員、17番委員、私12番委員の3名で共同調査をしましたので私12番委員が報告します。
この物件は先ほど4番で報告されました場所の隣になるところでございます。譲受人は鹿児島市犬迫町の株式会社Rであります。譲渡人は伊佐市菱刈前目にお住まいのKTさんで自治会は前目下自治会であります。
申請地の所在地は伊佐市菱刈前目、地目は畑、地積は2093㎡であります。この申請は所有権移転売買で転用目的は、太陽光発電であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっております。
申請地の所在場所は、菱刈庁舎より北東へ約5kmに位置しており、南側は道路、東側は山林、北側は畑、西側は宅地となっており、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数212枚、パネル設置総面積2093㎡、パネル設置容量は63.6kwを予定しております。
添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除に関する誓約書、廃水処理確約書等が提出されております。

		<p>調査の結果、この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>12番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 12番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号5番は、12番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について担当委員の報告を求めます。 3番委員お願いします。</p>
3番委員		<p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号6番につきまして、去る、5月15日申請人YYさん外1名の代理人、行政書士KS、立会のもと、13番、20番、3番委員で共同調査をしましたので3番が報告致します。 譲受人愛知県稲沢市東緑町にお住まいのYY外1名であります。譲渡人愛知県稲沢市にお住まいのYYさんであります。譲渡人YYさんの土地を伊佐市大口上町にお住まいのTR氏と共有名義に移転するものでございます。理由として、Tさんの土地がYさんの土地に囲まれ道路への通路がなく、今までYさんの農地全てをTさんが管理してきて、そのお礼に通路を共有名義に移転するものでございます。申請地の所在地は伊佐市大口里、地目畑、地積5.54㎡と、同じ字の〇〇番地、地目畑、地積76㎡合計81.54㎡であります。農地区分は、第3種都市計画用途区域内となっております。申請地の所在地は大口体育館より東へ約500m位で四方住宅に囲まれた良く管理された畑でございます。 添付資料として、全部事項証明書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画、委任状、字図等が添付されております。 調査の結果この申請について、3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまし</p>

		て、私の報告を終わります。
議	長	3番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって6番は、3番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号7番について担当委員の報告を求めます。 17番委員お願いします。
17番委員		議案第5号農地法第5条の許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についての議席番号17番より現地調査の結果について報告させていただきます。整理番号7番につきまして、現地調査の日程は、5月15日となっておりますが、行政書士のTさんが都合が悪いということで11日に調査に行ってもらいたいという相談がございまして3名の委員の方々の了解をいただき5月11日に行政書士の立会いのもと、現地調査を行いました。 譲受人は始良郡湧水町に居住されておりますTM氏であります。申請人は湧水町で建設業を営まれており、社長でもあります。今回、太陽光発電事業を行うため申請地を購入するものであります。譲渡人は花北下自治会で伊佐市菱刈花北にお住まいのHM氏であります。本申請は、所有権移転の売買で転用目的は太陽光パネルを設置するものであります。申請所在地は伊佐市菱刈花北で地目は畑でございます。地積は1,143㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっております。なお、48kwの発電所の太陽光パネルを210枚設置することとございました。申請市の所在地は、伊佐市給食センターの南西30mに位置しており、周囲の状況は東西南北とも住宅となっております、周囲に与える影響はないと思われま。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、太陽光パネル配置図、事業計画書、被害防除計画

書、被害防除に関する誓約書、資金証明証、通産省の許可証、九州電力の回答書などが提出されております。

調査の結果この申請については、3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方の審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議 長 17番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
17番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、17番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る申請について申請件数7件、意見決定並びに許可及び諮問7件が決定しました。

議案第6号

議 長 議案第6号非農地証明願について
整理番号1番地について担当委員の調査報告を求めます。
5番委員願います。

5 番 委 員 議案第6号非農地証明願についてのうち整理番号1番につきまして、去る5月14日会長、16番委員、5番委員において共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。HTさんは大口田代に居住され自治会は崎山東で年齢は78歳であります。申請地は大口田代2筆の田で地積は2,018㎡であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、昭和43年4月頃から周囲が山林化して日照不足になった上に、鳥獣被害がひどくなり耕作を断念したということであります。現況は耕作放棄地の状態で原野化しております。申請地の所在地は辺母木集落の一番北に位置し周囲は山林に囲まれています。以上のような状況から三人で協議いたしました結果、2筆とも農地性を喪失し農地への復帰は困

難であるものと判断をいたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図が添付されております。

委員皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 5番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号2番地について担当委員の調査報告を求めます。
8番委員お願いします。

8 番 委 員 議案第6号非農地証明願についてのうち整理番号2番につきまして、
去る、15日代理人である行政書士のSさんと事務局と私8番委員が
現地調査いたしましたので、報告をいたします。

申請人は相続人代表といたしまして、NMさん外1名、伊佐市大口里に居住され、申請地は伊佐市大口里で地目が畑、地積が456㎡であります。非農地となった時期は平成2年4月頃であります。申請理由は、城山の北側麓であり、また、周囲も住宅が建ち日照条件が悪くなり耕作を断念したとの事であります。申請地の周囲の状況といたしましては、東側は雑種地及び山林、南側は山林、西側北側は住宅となっております。申請地の現況は梅の木や栗の木を植えてはあるものの、収穫をするでなく一部山林化しており、農地性は喪失しているものと思われ、農地への復旧は困難であると判断いたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、並びに字図、行政書士Sさんへの委任状などが添付されております。

以上で報告を終わりますが、皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

議	長	<p>8番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>8番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番地ついて担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>15番委員お願いします。</p>
15番委員		<p>議案第6号非農地証明願についてのうち整理番号3番につきまして、去る、15日1番委員、14番委員さらに申請人、代表のFMさん立会のもと15番委員、共同調査をいたしましたので15番委員が調査結果を報告いたします。</p> <p>申請地は菱刈南浦字小川添、地目は畑、現況は山林化しておりまして面積が315㎡でございます。調査内容でございますが、周囲の状況は、東西南北とも雑木林化しておりまして、西側が畑にはつながっていませんけれども、周囲が雑木林ということでございます。</p> <p>非農地となった時期が、昭和50年4月1日頃であるということに申請書ではなっておりますが、非農地となった原因は40年以上耕作をしていないということで、申請地の現況につきましては、杉の40年生前後の木が植えられている状況であったということでございます。現地調査の結果、農地性が喪失しており、農地に戻すのは容易でないというふうに3人で判断をいたしました。添付書類といたしまして、非農地証明願、航空写真、全部事項証明書が添付されております。</p> <p>3名で協議の結果、非農地とすることに問題はないというふうに結論にいたりましたので、皆様方のご審議方をお願いいたします。</p>
議	長	<p>15番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。
- 議 長 整理番号4番地について担当委員の調査報告を求めます。
4番委員お願いします。
- 4番委員 議案第6号非農地証明願についてのうち整理番号4番につきまして、去る、5月15日申請人のMIさん立会のもと11番委員と私4番委員で共同調査をしましたので4番委員が報告いたします。
申請人は伊佐市大口里にお住まいのMIさんです。土地の所在地は大口下殿、地目は畑、面積は1,289㎡であります。周囲の状況は南側に道路がありますが、その他は山林となっており、非農地となった時期及び理由といたしまして、平成2年4月1日頃から周りの畑地の山林化が進み、畑地としての耕作を断念したとのこととあります。申請地の位置として、下殿工業団地のある国道447号の50m位北側に入ったところで、東側は山林、西側は山林、南側は森林組合に通じる道路であります。農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断いたしました。添付資料といたしまして、全部事項証明書、位置図、地籍図等が添付されています。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 4番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
4番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号5番地について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>8番委員をお願いします。</p>
8番委員		<p>議案第6号非農地証明願、整理番号5番につきまして、去る、15日代理人である行政書士のTさんと事務局1名、私8番委員で現地調査をいたしましたので報告をいたします。</p> <p>申請人はKMさんで、鹿児島市武岡に居住、申請地は伊佐市大口青木で地目が畑、地積が14㎡であります。非農地となった時期は昭和50年12月頃であります。</p> <p>申請理由は申請地の近くに住宅を建てたものの排水路がなく申請地を排水路として利用しておりましたが、畑地のままであることがわかり今回申請にいたしました。</p> <p>現在住宅は、Nさんと言う方に売却されております。申請地の周囲の状況といたしましては、東側は住宅、南側は道路、西側北側は住宅となっております。申請地の現況は排水路として利用されておられ、農地性は喪失しているものと思われま。</p> <p>農地への復旧は困難であると判断いたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図、司法書士Tさんへの委任状などが添付されております。以上で報告を終わりますが、皆様方の審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>8番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>8番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、報告のとおり非農地として証明が決定しまし</p>

た。

議 長 議案第6号非農地証明願いについて、5件の申請で、5件を非農地として証明することが決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案7号平成27年度農作業標準賃金について提案いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは48ページですが、議案第7号平成27年度農作業標準賃金について、去る5月8日、10時から菱刈庁舎で18名の中の16名が参加されました。49ページをご覧ください。

27年度の標準賃金ということでこのように決まりました。詳細につきましては、一般農作業ということで5,450円ということで、これが前年度からすると、標準の賃金が変わりました関係で賃金が上がっております。

それからコンバインの利用ということで12,300円ということで軽油が下がったということで、標準単価が下がっております。

それから、乾燥料とありますが、530円です。これは灯油の値段が下がったということで減額になっています。

肥料散布は基本額の1,200円ということで、これはブロードキャスターという機械ですが、価格が下がったということで1,200円になっております。

堆肥の散布ということで、1トン当たりの分が8,100円、それから1.5トンが12,150円ということで、これは、散布の料金が前とすると1トン当たり5,000円だったのですが、これが8,100円ということで1.5トン7,500円が12,150円で、これは農業公社の散布の方から運用させていただきました。

16名の方がこれを協議していただいて、こういう形になりましたのでご報告いたします。

議 長 今、事務局の方から説明がありましたが、質問はありませんか。
(18番 委 員)
委員のメンバーはどういう方ですか。

事 務 局 委託者が5名と受託者が5名、それから学識経験者が8名となっております。

始良伊佐地域振興局、北さつま農協、伊佐農業公社、伊佐市農政課長、伊佐市農業委員会会長、伊佐市農業委員会会長代理、伊佐市農業委員会事務局長の合計18名の方です。

議長 これではよろしいですか。
なにもなければ、標準賃金はこの案で決定して、皆さんにお知らせします。

議長 よろしいですか
(はいの声あり)
標準賃金はこれで決定いたします。

その他、皆さんないですか。

事務局 それでは、月例報告ということで報告させていただきます。
去る15日現地調査をしております。それから本日第2回の農業委員会の総会であります。
26日に5月の定例常任議員会議が鹿児島市の方であります。
それから6月の行事予定です。15日は現地調査です。
19日の金曜日は第3回の農業委員会総会、26日が6月定例常任議員会議が鹿児島市で計画されております。
月例報告は以上です。

議長 委員の皆様方からないですか。
なかったらこれで、終わります。

事務局 これで平成27年度第2回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正して下さい。
一同礼
お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時34分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 3 番委員

伊佐市農業委員 1 4 番委員